

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 15 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）食品衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

中国向け輸出水産食品の衛生証明書発行業務等に係る留意事項について

標記については、「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」（農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和 2 年 4 月 1 日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別紙。以下「要綱」という。）により取り扱っているところです。

今般、中国向け輸出水産食品認定施設リスト（以下「施設リスト」という。）を更新しましたので、施設認定及び衛生証明書発行業務の実施に当たっては下記の事項について御了知の上、御対応いただくとともに、貴管内関係事業者等に周知いただくようお願いいたします。

なお、令和 2 年 6 月 9 日付事務連絡「中国向け輸出水産食品の衛生証明書発行について」については、本連絡をもって廃止します。

記

1. 本年 9 月 10 日までに生産（加工）された水産食品については、「施設リスト（令和元年 12 月 12 日版）」（別添 1）の登録事項と衛生証明書の記載事項が合致していることをもって輸出可能であること。
なお、登録事項に合致しない貨物の申請がなされた際は、現地当局に当該貨物の輸入が可能であることを書面等で確認できた場合に、衛生証明書の発行が可能であること。
2. 本年 9 月 11 日以降に生産（加工）された水産食品については、「施設リスト（令和 2 年 9 月 11 日版）」（別添 2）によることとし、その

運用は（１）から（３）によること。

（１）施設リスト（令和２年９月１１日版）は、新たに認定された施設を除き、認定番号が変更されたこと。このため、衛生証明書には当該施設リストの認定番号を記載する必要があること。

例．旧：CN000999 → 新：CN100999
（認定番号の３桁目が０から１に変更されました。）

（２）今回の施設リストの更新により、施設の登録項目の追加及び変更が生じたことから、以下の事項について、施設リスト（令和２年９月１１日版）と衛生証明書の記載事項が合致する必要があること。なお、これらの事項については、追って要綱を改正する予定としていること。

① 衛生証明書の「①Name of Goods（商品名称）」欄に記載されている水産食品又はその原材料の分類が、施設リストの「輸出品目」欄の分類と一致していること。

輸出品目が未加工品又は簡易な加工品の場合には、衛生証明書の「①Name of Goods（商品名称）」欄の品目が施設リストの「輸出品目」欄に登録されていること。また、加工品にあつては、原材料となる水産物の全てが「輸出品目」欄に登録されていること。

（加工品の例）

衛生証明書の「①Name of Goods（商品名称）」欄：タコ入り蒲鉾
施設リストの「輸出品目」欄：Fish, Mollusca

② 従前、施設リストの「Remark」欄は、養殖魚を取り扱う場合にのみ登録が必要であったが、養殖魚以外の水産物についても登録が必要となったこと。

このため、輸出品目又はその原材料が養殖水産物であり、衛生証明書の「④ Product Classification（生産分類）」欄が養殖に該当する場合には、施設リストのRemark欄に「A」が登録されていること。

③ 衛生証明書の「⑤Methods of Manufacture or Processing（加工方式）」欄に記載されている最終加工工程（包装を除く。）が、施設リストの「加工工程」欄に工程が記載されていること。

（３）２．（２）を満たさない場合、衛生証明書の発行は原則できないこ

と。なお、輸出者より、2.（2）の追加の要件を満たさない中国向け輸出水産食品の衛生証明書の申請があった場合には、個別の事情に応じて対応を検討するため、当課宛て連絡すること。